

京都市大規模小売店舗立地法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、大規模小売店舗立地法施行令及び大規模小売店舗立地法施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(軽微な変更の認定の申請)

第2条 省令第8条の規定による軽微な変更(法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更をいう。以下同じ。)の認定を受けようとする者は、当該変更に係る同条第2項の規定による届出をしようとする日までに、軽微変更認定申請書（第1号様式）に軽微な変更であることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、軽微な変更の認定又は不認定を決定し、文書によりその旨を申請者に通知する。

(説明会の開催が不要であることの認定の申請)

第3条 省令第11条第2項の規定による説明会を開催する必要があることの認定を受けようとする者は、当該認定に係る法第6条第2項の規定による届出をしようとする日までに、説明会開催不要認定申請書（第2号様式）に説明会を開催する必要がある変更であることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、説明会を開催する必要があることの認定又は不認定を決定し、文書によりその旨を申請者に通知する。

(説明会の開催が不能である事由の認定の申請)

第4条 省令第13条第1項の規定による説明会を開催することができない事由の認定を受けようとする者は、説明会開催不能事由認定申請書（第3号様式）に説明会を開催することができない事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、説明会を開催することができない事由の認定又は不認定を決定し、文書によりその旨を申請者に通知する。

(届出を変更しない旨の通知)

第5条 法第8条第7項の規定による通知は、届出内容不変更通知書（第4号様式）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。